

1. 本ガイドラインの目的

・社会の目は、トライアスロン競技そのものに限らず、公認審判員（以下「審判員」という。）を含めた関係者全ての言動に向けられているとあってよい。また、日々、厳しい練習を行っている選手達の努力を審判員の不適切な言動で損なうことがあってはならない。そのため、JTU 倫理規程に加え、審判員に関する、倫理・マナーに関する事項について定めるものである。

2. 審判員活動の意義

審判員の役割は記録を立証することであり、その前提として次の各号に掲げる内容を理解すること。

(1) 審判員の活動は公正・公平・安全に競技を行うという選手の基本的な権利を守ることであること。

(2) 審判員は選手が安心して競技できる環境を確保し、選手を保護しトライアスロンの価値を保全するという重要な役割を担っていること。

(3) 審判員は、選手及び観客から、常に見られていることを意識すること。

3. 原則

1) 選手に対する言動及び心構えは、次の各号のとおりとすること。

(1) 選手の国籍、人種、宗教、文化、社会的地位、年齢、性別などに関わらず、すべて平等に接すること。

(2) 特定の選手又はチームなどに偏った判定を行うことなく、責任を持って判定を行うこと。

(3) 選手は良識ある社会人であり、選手に高圧的な態度は取らないこと。たとえ違反を犯したと判断される場合であっても、理路整然と、かつ、説得力ある言動が求められる。

2) 観客、近隣住民に対する言動及び心構えは、次の各号のとおりとすること。

(1) 公序良俗に従い、社会人としてのマナー及びモラルを遵守し、審判員としての信用及び品位を保持すること。

(2) トライアスロン大会の観客は、大会を盛り上げて、かつ、トライアスロンの重要な応援者・理解者であることを認識すること。

3) 会場の近隣住民の対応には、十分な気遣いをする。また、これらの方々の協力・理解なくして大会は開催できないことを理解すること。

4) 組織・審判員に対する言動及び心構えは、次の各号のとおりとすること。

(1) 他の審判員やボランティア等と、相手の良さ、得意なことを発揮してもらえる

ように心がけ、相互に協力して業務を円滑に遂行すること。

(2) 審判員としての職務や資格を、個人的な利益の為に利用しないこと。

(3) JTU 及び関係団体、他の審判員に対して敬意を払うこととし、誹謗中傷する行為を行わないこと。

5) 審判員としての言動及び心構えは、次の各号のとおりとすること。

(1) 審判員としての職務を誠実にを行うこと。

(2) 法令を遵守し、社会人としての良識を保つことによって、審判員の社会における信用と品位を保つこと。

(3) 選手が日々、競技力の向上を目指してトレーニングするように、審判員も日々、自ら最新の情報を入手し、審判・技術について研鑽するなど努力すること。

6) 守秘義務・情報管理について

1) 審判員は、その業務において入手した選手個人の情報等を漏らし、又は自己並びに他人の利益のために用いないこと。

2) 審判員が、その業務上知り得た情報は厳重に管理するとともに、業務終了後、直ちに廃棄しなければならない。

3) 次の各号に示す行為は禁止する。

(1) 業務上必要のない写真及び動画の撮影を行うこと。

(2) 業務を通じて得たデータ・写真などを、正当な許可なく公表、上映、出版、又は SNS（ブログ、Facebook、Twitter 等）へ掲載すること。

* 倫理・マナーの具体例については、JTU テクニカルガイドライン「第 4 章 審判員の心得」
「付録 1 審判員の表現について」を参考とすること。

<http://www.jtu.or.jp/kyougikisoku/guide/guideline.html>

* 次回 JTU 理事会（3 月 24 日）提出予定